

# 第1回柏原市総合教育会議次第

日時：平成29年5月19日（金）午前10時から  
場所：柏原市教育委員会 委員会室

1 開 会

2 市長あいさつ

3 出席者紹介

4 議 事

（1）大綱について

（2）教育環境について

（3）学力について

（4）不登校・いじめ問題について

（5）その他

5 閉 会

# 柏原市教育振興基本計画

改定版

～「かしわらっ子」の育成をめざして～



平成29年5月

柏原市・柏原市教育委員会

# はじめに

近年、知識基盤社会の到来と情報通信技術の急速な発展、社会・経済のグローバル化や少子高齢化の進展など、日本の社会は大きく変化してきました。とりわけ最近では、第4次産業革命ともいわれる、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされています。また、景気の低迷が長引く中で、雇用の流動化や所得格差の増大と固定化も懸念されます。さらに、少子高齢化の問題、環境の問題などは、われわれが生活する上で切り離せないものとなっています。これらを背景に、人々の価値観は多様化し、ライフスタイルの自由度が高まっている一方で、貧困層の増加、引きこもりやニートの増加、いじめや虐待事件の増加など、負の連鎖が見られる現状もあります。

このような時代に、行政として市民に安心・安全な暮らしや健やかな未来に向けての方向性を示し、施策を講ずることは非常に大切なことです。特にこれからの未来社会を担う子どもたちに確かな教育施策や福祉施策を実行することは、本市の行政の中でも最も重要な課題であります。しかしながら、そのような施策を効果的に実行するには、市民の皆様の協力が必要です。市民ニーズが高まる中、柏原市民の皆様のアイデアや要望などを大切にしながら、10年後20年後の柏原市の教育がどうあるべきかを常に念頭におき、これまでの施策の枠に留まることなく、教育と福祉を総合的にとらえ、大胆かつ真摯に施策を実行に移していくことが必要です。そのためには、今まで以上に、市長部局と教育委員会が一体となって、子どもたちにとって何が一番必要かを的確に見極めながら取組みを進めたいと考えています。このような思いを込め、今後の柏原の教育の羅針盤となる「柏原市教育振興基本計画 改定版（後期計画）」をとりまとめました。

現在、わが国では、少子高齢化、人口減少などの課題を受けて地方創生が進められています。そのような中、柏原市が子どもたちに誇れるまち、住んでよかったと実感していただけるまちとなるよう取組みを進めます。そして、柏原市の明るい未来を市民の皆様と一緒に作り上げていきたいと思います。

平成29年5月

柏原市長 富宅 正浩

# 【目次】

第1章 改定版の概要	1
策定の趣旨	1
計画の位置づけ	1
計画の期間	2
これまでの取組み（前期計画）の視点	2
これまでの取組み（前期計画）内容	3
第2章 教育振興基本計画の基本的な考え方	6
柏原市の現状と課題	6
基本理念	7
育成理念	7
第3章 柏原市の教育がめざすもの	9
基本方針1 幼小中一貫教育を推進します	10
基本方針2 知・徳・体の調和のとれた子どもを育みます	15
基本方針3 社会全体で健やかな子どもを育みます	23
基本方針4 安全・安心で、質の高い教育環境をつくります	30
第4章 重点的に取り組む5つの後期教育施策	34
重点施策1 幼小中一貫教育を充実させ、学力向上・読書活動を推進します	34
重点施策2 幼児期の教育・保育の充実を図ります	34
重点施策3 家庭、地域、学校の連携・協働を推進します	35
重点施策4 体育・スポーツ活動を推進します	35
重点施策5 教育環境整備を推進します	36
第5章 改定版（後期計画）の推進に向けて	37
関係者の連携・協働による計画の推進	37
計画の進行管理	37
代表的な成果指標	38

# ※第1章 改定版の概要※

## 【策定の趣旨】

柏原市教育委員会（以下、市教委という）では、これまで、基本的な方針として、毎年、「学校教育基本目標ならびに重点目標」を定め、着実に取組みを進めるとともに、平成26年3月には「柏原市教育振興基本計画」を策定しました。この計画は、本市の特色をいかしながら、平成20年10月に定めた本市の教育理念「『かしわらっ子』はぐくみ憲章」に基づき、向こう6年間の教育振興のため、4つの基本方針とその方針に基づいた施策を策定したものです。

しかし、教育を取り巻く環境は急速に変化しています。平成27年4月には、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ることなどを目的に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されました。この改正において、首長には教育における大綱の策定が義務づけられ、地域住民の意向のより一層の反映と、地方公共団体における教育・学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進が求められました。そこで、本市では平成27年5月に「柏原市教育振興基本計画」が大綱に位置づけられています。また、平成30年度からは全国の小学校で、平成31年度からは中学校で「特別の教科 道徳」がスタートします。さらに、平成32年度からは小学校で、平成33年度からは中学校で新学習指導要領に基づいた教育活動が始まるなど、教育を取り巻く情勢は目まぐるしく変遷しています。

このような中、本計画策定後3年が過ぎ、改めて柏原の特色をいかした教育活動の充実と、柏原の未来を支える子どもたちが生き生きと育つ教育環境の充実などについて再考し、市教委と市長部局が協働して本市の教育の方向性を示すことが大切であるとの認識に基づいて、「柏原市教育振興基本計画 改定版」を策定します。

この改定版の策定に当たっては、後期3年間の取組みの参考とするため、前期3年間の取組み状況の総合的な点検・評価を行いました。前期計画の推進にあたっては、市教委と学校園のみならず、家庭、地域、各行政組織、地域の各種団体、私立の幼稚園・保育園、高等学校、大学、企業など、柏原の教育に関係するすべての関係者が、互いに連携・協力して取組み、後述する8つの取組みで一定の成果をあげることができました。しかしながら、「全国学力・学習状況調査」、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」などの代表的な成果指標で判断すると、本市は依然として厳しい状況にあると言えます。そこで、本市現状の成果と課題を踏まえ、特に今後3年間に力を入れるべき施策を重点施策としました。

市教委では、学校園や市民の皆様にもこの改定版の周知を図りながら、計画に基づく各種事業を展開し、本市教育の大きな特徴である幼小中一貫教育の推進を通して、本市教育の基本目標「すべての子どもに生きる喜びと、たくましい力を」の達成をめざします。

## 【計画の位置づけ】

本計画は、市教委の教育施策を総合的かつ計画的に推進するため、本市の教育がめざす基本的な方向性や今後推進すべき具体的施策を明らかにするものであり、教育基本法第17条第2項の

規定に基づく、地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画として位置付けられるものです。

本市では、平成23年6月に「第4次柏原市総合計画」を策定しており、その基本計画の中で「政策目標4」として人権、学校教育、及び生涯教育の分野に関して10年間の計画期間で取り組むべき基本構想と主要施策を示しています。今年開始から7年目に当たりますが、本計画は、それらの施策をさらに具体的な形で補充・発展させるものとして位置づけています。

## 【計画の期間】

本計画は、「柏原市第4次総合計画」を基本にした平成26年度から6年先を見据えた計画ですが、前期3年間の成果と課題を踏まえ、その上で法令の改定や、国・大阪府の教育に関する施策の変更、社会状況等の変化などに即応して見直しが求められます。そこで、このたび今後3年間に取り組むべき後期計画である改定版を策定しました。（イメージについては、下図を参照）。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
第4次柏原市 総合計画	基本構想（10年間）												
	前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）							
柏原市教育振興 基本計画				基本構想（6年間）									
	前期計画（3年間）						後期計画（3年間）						

## 【これまでの取組み（前期計画）の視点】

前期計画の推進にあたっては、市教委と学校園のみならず、家庭や地域はもちろんのこと、市長部局の各行政組織や地域の各種団体、私立の幼稚園・保育園、高等学校、大学、企業など、柏原の教育に関与するすべての関係者が、互いに連携・協力して取り組んでいくことが大切と考え、次の6つの視点で進めてまいりました。

## 前期 平成26年度～平成28年度の取組みの視点

1. 市教委と市長部局の連携
2. 保・幼・小・中・高（公立・私立を含む）の連携
3. 家庭、地域との連携
4. 大学、企業、民間団体等との連携
5. 中部9市、大阪府教育委員会（以下、府教委という）との連携
6. 点検と評価

## 【これまでの取組み（前期計画）内容】

財政状況が厳しい中、施策を重点的・効率的に実施し、その着実な推進を図るため、毎年、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行い、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、市教委として点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、主に次の8つの取組み内容を市民に公表してまいりました。

### 前期計画の取組み内容

1. 「次世代教育検討事業」の実施
2. 「公立幼稚園及び公立保育所の再編整備に関する基本計画」の策定
3. 「柏原市小・中学校適正規模・適正配置基本方針」の策定
4. 国立大学法人大阪教育大学、学校法人玉手山学園、東大阪大学柏原高等学校との包括連携協定の締結
5. 「かしわらっ子はぐくみプラン」の策定
6. 「かしわらっ子はぐくみテスト」の実施
7. 「学力向上対策事業」（民間外部講師の放課後補習授業等）の実施
8. 中学校部活動拠点校化の実施、国分中学校グラウンド拡張用地の取得

### （1） 「次世代教育検討事業」の実施

本計画を実効性あるものとしていくため、市教委と市長部局が互いの役割を認識した上で共通理解し協働して取り組みました。市長部局、学校現場、市教委が今までの枠にとらわれずにプロジェクトチーム（次世代教育を考える会）を立ち上げ、10年後20年後の本市の教育の姿を思い描きながら、調査研究に取り組みました。その詳細を冊子「これからの学校」として取りまとめ、広く市民にアピールします。

### （2） 「公立幼稚園及び公立保育所の再編整備に関する基本計画」の策定

本市の特色ある教育の1つとして、幼小中一貫教育の取組みをさらに広げて、保・幼（公立・私立を含む）の連携を図りました。その結果、公立・私立を含めた学校園所の交流なども盛んになっています。また、平成27年度には保育所、幼稚園を含めた「柏原市こども未来プラン」

の策定、平成28年度には「公立幼稚園及び公立保育所の再編整備に関する基本計画」を策定し、公立幼稚園及び公立保育所の今後のあり方として幼保一元化を推進していきます。

### (3) 「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」の策定

幼小中一貫教育を更に推進するため、平成28年度には、本市における小・中学校の規模及び配置のあり方について基本的な考えを整理し、施設一体型の検討、義務教育学校等の具体的な方策等を示した「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」を策定しました。今後は、この方針に基づき、まずは、国分小学校と国分東小学校の統合や、柏原中学校区内の施設一体型幼小中一貫教育校の設置に向けて取り組んでいきます。その際、地域説明会や懇談会等、様々な機会を活用し、「保護者、地域の皆様」と「学校関係者、市教委」が、子どもたちの教育環境の充実という共通の視点で検討を重ね、理解と協力を得ながら進めます。

### (4) 国立大学法人大阪教育大学、学校法人玉手山学園、東大阪大学柏原高等学校との包括連携協定の締結

本市は平成20年度に国立大学法人大阪教育大学と包括連携協定を締結しました。その後、平成22年度には府教委の施策である「柏原地域連携型中高一貫教育推進事業」に取り組み、市立各中学校と府立柏原東高等学校との連携・一貫教育を進めています。さらに、市内の私立大学、私立高等学校などと連携を図り、平成26年度には玉手山学園（関西福祉科学大学、関西女子短期大学、関西福祉科学大学高等学校、関西女子短期大学附属幼稚園）と、平成27年度には東大阪大学柏原高等学校と包括連携協定を締結しました。

### (5) 「かしわらっ子はぐくみプラン」の策定

子どもたちの「学び」を保障する中で、これまで以上に市全体の学力向上を図る必要があると考え、平成28年度に「すべての子どもたちに確かな学力を！！」を目標に「かしわらっ子はぐくみプラン」（3年計画）を策定しました。このプランをもとに、各学校は家庭・地域と適切に役割分担しながら、「学び」の保障、学力向上に取り組んでいます。

### (6) 「かしわらっ子はぐくみテスト」の実施

児童の学力と学習状況を継続的に把握し、より効果的に日常の教育活動につなげるため、平成28年度に小学校第1学年から第6学年までの全児童を対象とした「かしわらっ子はぐくみテスト」を実施しました。学習指導要領に示された学習内容に対する児童の学習到達度や定着度を調査し、その結果から学校の取組みについて検証し、工夫改善を図りました。今後、継続実施して児童の学習到達度や定着度を高め、「学び」の保障を図り学力向上につなげます。

### (7) 学力向上対策事業（民間外部講師の放課後補習授業等）の実施

「柏原の教育を受けさせたい」と思われるような魅力と活力のある教育施策や教育活動の展開をめざしてきました。その1つとして、民間教育産業の活力をいかし学力向上をめざす「学力向上対策事業」を平成26年度より行っています。小中学校での外部講師の活用、教材配信や放課後補習授業など、いずれも民間教育産業の視点に基づいた知識や技術を導入することで、教育活動の活性化を図りました。

#### (8) 中学校部活動拠点校化の実施、国分中学校グラウンド拡張用地の取得

生徒の減少や、教員、部活動指導員の不足などが原因で、各中学校ではこれまでの部活動を継続させることが困難になりつつあります。そこで、指導員拡充に努めるとともに、平成27年度には部活動の拠点校化を図り、「部活動による就学指定校の変更制度」（就学する学校に希望する部活動がない場合に限り認める制度）を設けています。このように、子どもたちの要望に応え、部活動の活性化を図っています。なお、平成28年度には国分中学校横の土地を取得し、拠点校化のさらなる充実を図ります。

## ※第2章 教育振興基本計画の基本的な考え方※

### 【柏原市の現状と課題】

大和川や石川、高尾山、そして大和川付替え跡地、史跡高井田横穴古墳群等、多くの自然や遺跡に囲まれた本市で、子どもたちは各学校園所で元気に学び、遊び、のびのびと成長しています。また、文化・スポーツ活動においてもめざましい活躍をするなど、子どもたちは目標を持ち様々なことに取り組んでいます。

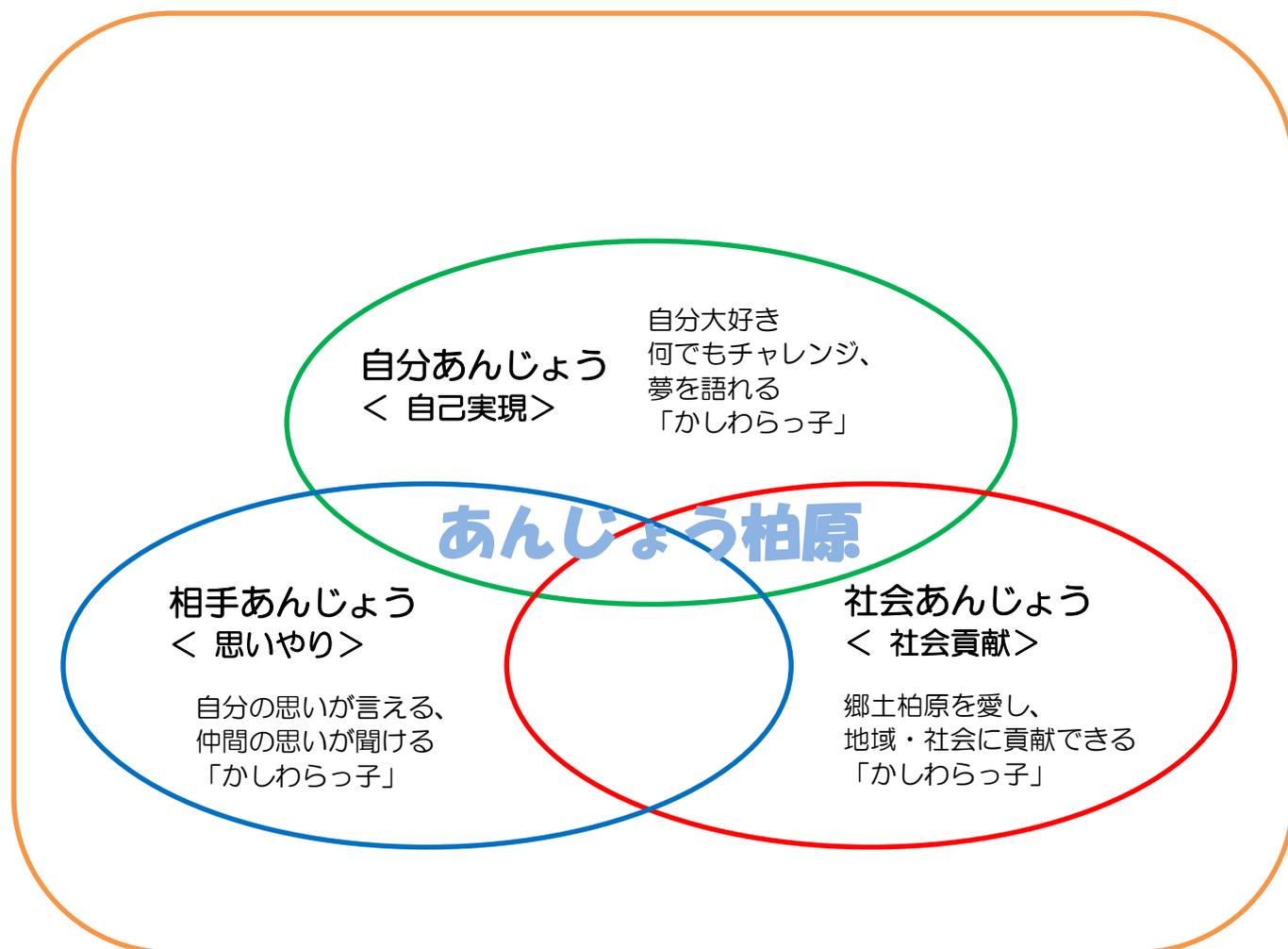
かつては、本市においても中学校での「荒れ」が心配された時期もありましたが、教職員が一丸となって真摯に子どもたちと向き合ったことや、平成19年度から取り組んでいる幼小中一貫教育活動の推進などといった各校の取組みで、今ではどの学校も落ち着いた中で教育活動が行われています。

しかし、不登校児童・生徒の割合は、全体としては大阪府の平均を下回ってはいるものの、本市の教育課題の1つとなっています。また、本市ではこれまで重大ないじめ事案は発生していませんが、いじめは重大な人権侵害事象であり根絶すべき重要課題として、「柏原市いじめ防止に関する条例」、「柏原市いじめ防止基本方針」に基づき、家庭、地域、学校園所、市教委が一丸となって取り組む必要があります。また、近年では児童・生徒が無料通話アプリやSNS、オンラインゲーム等の利用を通じてのトラブルなどが生起し、顕在化されにくい新たな問題も生じています。さらに、毎年実施される「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果からは、本市の子どもたちは改善傾向にはあるものの、依然として厳しい状況にあります。以上のように、これまでの教育活動の成果と課題が混在しているのが本市の現状です。

このような中、平成30年度からは全国の小学校、平成31年度からは中学校で「特別の教科道徳」がスタートします。さらに、平成32年度からは小学校で、平成33年度からは中学校で新学習指導要領に基づいた教育活動も始まります。「生きる力」を育むという理念は変わらないものの、「主体的・対話的で深い学び」、「小学校の英語教育」など新たな効果的な教育の実現が求められていきます。これらを踏まえた上で、現状の課題解決のため、以下の「基本理念」、「基本目標」は踏襲しつつ、本改定版を策定します。

## 【基本理念】

市教委では、本市の教育理念を平成20年10月に『『かしわらっ子』はぐくみ憲章』という形でまとめています。この中では、郷土柏原を愛し、自然や歴史にふれあいながら、希望を持ち、社会の一員として責任を果たすことのできる子どもを育むために、次のような「めざす子ども像」を掲げています。



## 【育成理念】

「かしわらっ子」の育成に向けて、家庭教育、地域教育、学校教育の分野で育成理念を次のように定めています。

### 《家庭教育～あたたかい親心で生活習慣・規範をあんじょうする場～》

- (1) 子どもに愛情を注ぎ、あたたかい居場所のある家庭づくりに努めます。
- (2) 家庭の絆を大切にし、人間の命は過去から未来へ受け継がれることを教えます。
- (3) 家庭での生活リズムを確立し、基本的な生活習慣を身につけさせます。
- (4) 子育てに時間を惜しまず、社会規範を身につけさせます。

### 《地域教育～出会い、ふれあい、人とのつながりをあんじょうする場～》

- (1) 地域の大人が率先して自らの行いを正し、規範意識の向上に努めます。

- (2) 地域の活動に積極的に参加して、子どもと知りあい、互いに挨拶を交わすなどふれあいを深めます。
- (3) 様々な体験活動や交流活動を通して、豊かな社会性を育みます。
- (4) 子どもたちをしっかりと見守り、子どもの安全に努めます。

### 《学校教育～学びを通して生きる力をあじょうする場～》

- (1) 子どもたちの感性を育み、郷土を愛する心を育てます。
- (2) 集団生活を通して切磋琢磨し、学力や生活力を身につけさせます。
- (3) 様々な体験活動を通して、豊かな人間関係を育みます。
- (4) 子どもたちの自尊感情を高め、夢を語れる子どもを育てます。

また、市教委では、毎年「学校教育基本目標ならびに重点目標」を策定し、市内の教職員に向けて配布し、教育活動に取り組む際の目当てとして示してきました。ここで掲げている基本目標と重点目標は、次のように設定しています。

### 《基本目標》

すべての子どもに生きる喜びと、たくましい力を

### 《重点目標》

1. 一人ひとりを大切にする学校園教育を
2. 基礎・基本の定着をめざしたわかる授業の創造を
3. 自ら考え、学ぶ意欲を育てる授業への改革を
4. 知・徳・体の調和のとれた生きる力の育成を
  - (1) 知識・技能を習得し、活用して自ら考え、判断し、表現する力を
  - (2) 他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を
  - (3) たくましく生きるための健康や体力を
5. 家庭・地域との密接な連携をはかり、安全で開かれた学校園づくりを

## ※第3章 柏原市の教育がめざすもの※

---

「柏原市教育振興基本計画」には、第2章で掲げた「基本目標」の実現に向け、4つの基本方針と48の重点事業を掲げておりました。しかしながら、本市の教育として、何を重点的に取り組んでいるのか分かりにくいという意見がありました。

そこで、改定版の策定にあたっては、「知・徳・体」の調和のとれた子どもたちを育むことを目的とした学習指導要領をその礎として、本市の教育施策として最重要視してきた「幼小中一貫教育」を掲げた、これまでの基本方針と重点事業は変えずに、本市の子どもたちの現状と、この3年間の成果と課題を踏まえた上での、今後3年間の新たな取り組みも示しています。これらは、本市の教育の方向性を明確に打ち出すものですが、その他の施策も教育にとっては、大切なものばかりであり、市教委として真摯に取り組むことに変わりはありません。今後とも、市教委と市長部局は総力をあげて取り組みを進めます。

## 基本方針 1 幼小中一貫教育を推進します

### (1) 中学校区を単位とした家庭、地域、学校の連携強化

#### [現状と課題]

平成19年に堅上小・中学校で始まった一貫教育ですが、その後の堅下南中学校区、堅下北中学校区のモデル実施を経て、平成24年4月より市内全域でスタートしました。幼小中11年間の教育の中で、校種の違う教職員が様々な連携・協働を行い、互いの強みと特性をいかして、総力をあげて子どもの健全育成に取り組んでいます。また、地域や保護者の皆様にとっては、この取組みを通して、4歳から15歳という長い発達の過程において、わが子をはじめ地域の子どもたちの育成を見守り支えることが、わがまち柏原で活躍する社会人を育成するという意識を高めるとともに、学校を核とした共同体としてのまちづくりを支えるという意識を高めることにもつながると考えています。

「人間関係が希薄化してきた」、「地域や家庭の教育力が低下してきた」などと言われることの多い昨今、教職員は、教育を仕事とするプロとして校種の違う教職員とも一体となって、保護者・地域の皆様と連携・協働して、学校を核とした「教育コミュニティ」を牽引しながら、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成に11年かけて取り組まねばなりません。

#### [重点事業]

##### 1 教師間連携

- ①中学校区で幼小、小小、小中の教職員が交流や研修の機会を増やし、教職員が子どもの発達段階、校種間の学校文化、指導方法などに特徴や差異があることに気づき、改めて共通目標や指導方法などを話し合いながら、展望をもって子どもの育成に取り組む必要があります。例えば、学校の規則などは、できるだけ統一して決めておき、転出入や進学しても、子どもたちに戸惑いや不信感を与えないようにすることが大切です。また、例えば一貫教育の中で「表現力の育成」に取り組むのならば、幼稚園児や小学校低学年児童から中学生に至るまで、段階的にどのような指導を積み上げていく必要があるのかなどを中学校区で検討し、共通理解のもとで発達段階に即した目標に沿って取り組むことが大切です。
- ②幼小中の教職員が1つのテーマで合同研修することで、子ども理解や教育活動のあり方について互いの認識を高めるようになります。また、情報交換や授業交流をする機会を充実させることで、指導方法の工夫改善が図られ、効果的に指導内容が積み重ねられるようになります。これらの連携活動を継続、発展させます。

##### 2 子どもの交流、連携

- ①幼児・児童・生徒の交流を活発に行います。各種学校行事を互いに見学し合ったり、児童会や生徒会が主催する活動を協力して行ったり、部活動の合同練習をしたりすることで交流は活発になります。
- ②幼小の子どもたちが給食交流をしたり、小小や小中の子どもたちが合同遠足に行っ

たり、通学合宿をしたりといった合同行事に取り組むことで、互いを知り合い、助け合ったり協力し合ったりする関係を育てます。

- ③異年齢交流によって、子どもの社会性や豊かな心を育てます。例えば、年下の子は年上の子を敬い、憧れ、たくましさを感じ、年上の子は年下の子をいたわり、導くという良い関係を育てます。

### 3 家庭、地域、学校の連携

- ①学校や地域の行事に、子ども、教職員、保護者、地域の皆様の参加を増やします。
- ②PTA活動や健全育成会活動を、単独の学校園の単位から中学校区単位で充実させます。
- ③あいさつや基本的な生活習慣の定着・改善を図ります。「他人（ひと）の子ども、わが子ども同じ、地域の子」の意識を高めます。
- ④中学校区や各学校を核とした地域防災力を高めます。

## (2) 11年間を通した子どもの育成

### [現状と課題]

学校教育や義務教育と一口に言っても、例えば小学校の教員は、他校種である幼稚園や中学校の教育目標や個々の教員や教育活動などについては、ほとんど何も知らないというのが幼小中一貫教育を始めるまでの状況でした。これは、幼稚園や中学校の教員についても同様です。

現在、全市的に幼小中一貫教育に取り組んでいますが、「期待される効果」には中学校区の教職員、保護者、地域のスクラムによる子どもの育成、「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などと呼ばれる生活指導上の課題の解消、9年間のカリキュラムの整理や学力分析による学習効果の高まり、早期の英語教育や専門的な教科指導の充実、教職員の意識改革と連携活動の推進、育成の柱（軸）を大切にされた組織間連携の向上などがあり、それぞれの具体的施策を進める必要があります。特に9年間のカリキュラムを検討し、子どもの「つまずき」箇所を発見し早期に対応することで学力向上を図ったり、子ども一人に関わる大人が増えることから、子どもの自立を支え発達を支援する家庭、地域、学校の協働する環境をさらに充実させたりすることが大切です。なお、上述した「期待される効果」に一定の成果は見られるものの、教職員にも子どもたちにも校種間の物理的・心理的距離が十分に近づいたとは言い難く、改善すべき点も多くあります。今後も、意欲と工夫によってこれらの課題を乗り越え、計画的に一貫教育の推進を図ります。

### [重点事業]

#### 4 幼小中一貫教育推進教員の配置

- ①各中学校区の一貫教育を推進するために市単費の教員を採用し、小中学校の両方の授業に従事させたり、中学校の教員が小学校で授業する際の補充授業に当たらせたりしています。今後も交流授業や交流研修の中心的な役割を担わせます。
- ②教員が小中学校間で兼務しながら授業を担当することで、子どもたちにとっては校種間の段差を乗り越えやすくなったり、教員にとっては子ども一人ひとりの理解が

深まったり、継続した指導の見通しが立ったりします。このように一人の子どもの成長を長期的に、複数の教員の目で見守りながら育成します。

- ③小学生が中学校教員の専門性豊かな授業を受けることで、教科への関心や意欲を高め、学びを深めます。また、小学校高学年における教科担任制の拡充に結び付けます。特に幼稚園や低学年からの英語教育は、子どもたちの英語への関心を高め、コミュニケーション能力の素地を養い、中学校でありがちな英語アレルギーの減少に効果的です。

## 5 学習意欲や学力の向上

- ①市教委作成の「生活とまなびの幼小カリキュラム『あんじょう』～なめらかな接続をめざして～」の実践研究を行い、よりよい幼小接続プランの実践を積み重ねることで、幼稚園で学んだことが小学校1年生での学びにスムーズにつながるよう取り組みます。
- ②「柏原市教育研究会」の各教科部会や各中学校区の教科担当者によって、各教科の9年間の教育課程について、整理や研究を進めます。重要ポイントを共通理解して、教える順番や速度などを配慮することで、「わかる・できる授業」を展開し、学習意欲や学力の向上につなげます。
- ③教職員の合同研修、情報交換、授業交流等を充実させます。授業力の向上を子どもの学力の向上につなげます。
- ④特に国語や算数・数学、英語の分野で小中学校の担当者が連携し、低学年から発達段階に応じて習得させる内容の明確化や「つまずき」箇所の発見や早期対応等に取り組むことで学力向上を図ります。

## 6 生活指導上の課題の解決

- ①学校間や学校と家庭・地域において、子どもの現状や子どもに関わる情報を共有し、課題を明らかにして、その対応に一体となって取り組むことは、迅速で説得力のある指導となり、課題解決の推進力を高めます。また、子どもたちが多くの大人に見守られながら成長することができるので、いじめ・不登校の防止や早期対応、及び配慮を必要とする子どもの支援体制を整えたりすることにも効果があります。今後も家庭、地域、学校の連携を一層大切にして子どもたちの生活指導に取り組みます。
- ②問題行動の対応に当たっては、全教職員が一致協力した生徒指導体制のもと毅然とした生徒指導を行い、状況に応じて警察や各種関係機関とのネットワークを活用し、専門家や地域人材等の外部人材を含めた「チーム学校」による支援の観点も踏まえて取り組みます。また、子どもの育成に関わる家庭・保護者と学校・教職員の役割や責任の所在を明らかにして対応に取り組みます。
- ③日々の取組みにおいて、すべての子どもたちのきまりを守る等の規範意識や自他共に認め合える人権感覚等、社会的資質を高める指導を充実します。

### (3) 幼小中一貫教育推進事業の展開

#### [現状と課題]

これまで市教委は、「特色ある学校園推進事業（平成 28 年度より『学校園教育推進事業』）」として各学校園の活性化と独自の取組みを支援するとともに、その取組みの計画的な研修の中で教職員の資質と指導力の向上を図るよう求めてきました。また、意欲ある教職員グループに対しても研究の補助をしてきました。毎年ローテーションで指定された 2～3 校園が研究成果を市内の学校園に向けて発表することなどを通して、学校園の独自の教育活動の実践が積み上げられています。しかし、全市的な幼小中一貫教育の推進にともない、中学校区の各学校園が別々の目標や研究テーマを掲げて実践研究するよりも、中学校区で統一された研究に取り組む方がより効果があると考えられることから、更なる幼小中一貫教育の推進のため、中学校区で子どもの実態や地域の実状に即した取組みを推進することが大切です。

#### [重点事業]

##### 7 中学校区の特色ある教育の推進

- ①中学校区の地域の特性や子どもの学力や生活実態の特徴、また学校園の規模や歴史などの現状やこれまでの教育実践を分析して、中学校区の総合的で特色ある教育が推進できるように幼小中の教職員が協働して計画を立て、市教委の支援を受けて実践します。
- ②各校園が子どもを校種で輪切りにするのではなく、幼児期から青年期までを一つながりのものと考えて、15歳の義務教育終了段階でつけておきたい力を前提にして、その育成のための研修や研究に取り組むとともに、家庭や地域に理解と支援を求め、特色ある中学校区の子どもの育成ができるよう、地域をあげての健全育成活動に取り組めます。

##### 8 施設一体型一貫校の設置計画の推進

- ①市内の 6 中学校区で幼小中一貫教育を進めていますが、堅上中学校区と堅下南中学校区が 1 小 1 中タイプの一貫校であり、残りの 4 中学校区（柏原、国分、玉手、堅下北）では 2 小 1 中タイプの一貫校として、それぞれ「連携型の一貫教育」を実施しています。一貫教育では小中学校の校舎が「一体型」で、職員室なども小中の教職員が一緒の方がさらに連携が進むと考えられます。今後、「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」などに基づき幼稚園、小学校及び中学校のそれぞれの再編整備も視野に入れながら、施設一体型一貫教育学校の設置をめざします。

### (4) 地域連携型中高一貫校の推進

#### [現状と課題]

「地域で学び・育ち、地域を支え、次代を担う生徒をはぐくむ学校」づくりをめざした中学校と高等学校の連携教育活動が、本市内の 7 中学校と府立柏原東高等学校との間で実施さ

れています。今後、市内の中学校から進学した生徒が更に活躍できるように、教育活動や情報の共有を図り、連携型中高一貫教育を推進します。

## [重点事業]

### 9 柏原地域連携型中高一貫教育推進委員会の開催

- ①府教委、市教委、府立柏原東高等学校、市内全中学校の関係者が柏原地域における連携型中高一貫教育を円滑に推進するため、推進委員会を設置し、中高のつながりある教育課程の推進に関することや、中高の生徒や教職員の交流、合同教育活動の推進に関することなどを検討します。
- ②連携型中高一貫教育の更なる発展のため、授業研究を含め適切なカリキュラム編成について研究を進めます。

### 10 連携入試の課題と方向性の検討

- ①連携入試で入学した生徒をどう育てるのか、柏原地域に貢献できる人材育成にはどう取り組むかなどを検討します。
- ②連携入試の特色づくりを進めます。また、特別進学コースについても検討を進めます。

### 11 連携授業の実施

- ①連携授業については、書写・書道について取り組んできましたが、楽しく、わかりやすいと生徒に好評であり、今後も更に充実させていきます。中高の部活動連携や中高の教員研修、生徒の母校訪問など取組みは充実していますが、より一層連携を深めます。

### (1) 幼児教育の推進

#### [現状と課題]

幼児期は、人間形成の基礎が養われる大切な時期です。遊びの中から社会性や表現力、また学習の基礎力なども身に付ける時期であり、調和のとれた心身を育てることが求められます。子どもの規範意識や基本的な生活習慣の定着に向け、家庭や地域と連携し、子どもの体験活動などを大切にして幼児教育を推進します。しかしながら、公立幼稚園運営の現状は、就園数が減少し、定員をはるかに下回る十数人で学級を運営している園も出てきています。保護者のニーズが保育所の入所に変化してきた今日、認定こども園などの幼保一元化の必要性が高まっています。

#### [重点事業]

##### 12 幼稚園教育の推進

- ①遊びや体験活動などを通じて、自立と自律の芽生え、コミュニケーション力や他者を認める感性、社会のルールを守る大切さなどの意識の醸成を図ります。
- ②幼児教育から学校教育への円滑な移行や接続を図るため、保育所や小中学校との連携にも努めます。生活とまなびの幼小カリキュラム「あんじょう」の研究、推進を図ります。
- ③公立幼稚園のあり方については、今後においても園児数の減少予測される中、教育上望ましい集団活動が実施できる教育環境を確保するため、公立保育所との統合・再編による認定こども園化を進めます。

### (2) 子どもたちの確かな学力の確立

#### [現状と課題]

平成28年度の「全国学力、学習状況調査」や「中学生チャレンジテスト（大阪府）」の結果から窺えるのは、本市の子どもたちの学力は改善傾向にあるが依然厳しい状況であるということです。そのため、今後も学力向上を大きな教育課題として教育実践を進める必要があります。「確かな学力」の育成に当たっては、その目標が達成できるよう丁寧に指導計画を立て、学力や学習状況に関する調査結果を活用しながら、子どもたちの学習到達度や定着度を、目標に準拠した評価等を通じて詳細に把握し、その成果と課題を明確にしながら取組みを進め、改善を図るPDCAサイクルを確実に機能させる必要があります。また、学習指導に当たっては、子どもの習熟度に応じた指導などの指導形態や指導体制を工夫し、個に応じた指導を一層充実させるとともに、今後も学習指導ツールの活用をはじめ、ICT（Information and Communication Technology）機器の更なる導入と活用、外部人材や学力向上支援に向けた人材の配置などに加えて、授業改善のための授業評価を活用し、さらにわかりやすい授業を実施す

ることが大切です。

## [重点事業]

### 13 各学校を支えるプロジェクトチーム

①市教委は平成26年度より、市全体の教育振興のため「学力向上」という目標を掲げていますが、市内の各小・中学校では焦点化した重点目標（例えば「算数・数学の学力向上」、「読解力の向上」、「話せる英語力の向上」、「ICT活用教育の推進」など）を掲げ、その達成に向け取り組んでいます。その各校の取組みを市教委は支援していますが、その際、府教委や府教育センター、研究実践の取組み等に協働できる教育関係の民間企業（塾・予備校、教材開発会社、新聞社等）、大学研究者などの支援も必要に応じて得られるよう努めています。

### 14 学習意欲や確かな学力の向上

- ①授業の工夫改善を進めることが子どもたちの学習意欲や学力を高める最も大切な取組みです。各学校では、毎年度当初に研修計画を立て授業研究や指導法の工夫改善に取り組んでいます。若く経験の浅い教員が増えている中、学校組織で教員の授業力アップを図る取組みや、学校間で連携しての取組み、「柏原市教育研究会」と連携しながらの取組みなどを進めることが大切です。市教委が主催する各種研修を始め、学力向上方策を充実させて教員の授業力の向上を図ります。
- ②市教委指導主事等や市教育研究所職員（OB管理職）を「スクール・アシスト」として各校に派遣し、学力向上につなげています。また、「かしわらっ子はぐくみプラン」、「かしわらっ子はぐくみテスト」、「学力向上対策事業」などを効果的に活用し、子どもたちの「学び」を保障する中で学力向上を図ります。
- ③ICT機器の導入と活用を図ります。これまでも情報教育の充実、発展に向け、ICT環境の整備をはじめ、教職員のICT指導力の向上に向け、研修を実施していますが、更なる情報教育の推進のため、様々なモデル事業を展開しながら情報リテラシーの育成と同時に情報モラルの育成にも努めます。具体的には、目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を収集、判断、処理する等の能力を高める授業や、情報手段の特性や自らの情報活用を評価・改善するための方法等の理解を深める授業を展開するよう取り組めます。
- ④放課後学習の充実を図ります。学力向上のためには、自学自習力の育成や家庭での学習習慣をつけることも大切です。市教委では学校教育と家庭教育をつなぐものとして、放課後の学習を推進しています。特に小学校では「柏原市スタディ・アフター・スクール事業（SAS）」に取り組む、市内の小中学校で大阪教育大学・関西福祉科学大学等の学生や地域ボランティアの方を指導員として1校当たり20名程度の子どもの放課後学習活動を支援しています。また、中学校でも教員や学生ボランティアによる学習支援を行っています。加えて、学習塾等の民間企業と協働して放課後学習の充実を図り、学力と学習意欲の向上に努めています。
- ⑤言語活動や読書活動の充実を図ります。学習指導要領では、あらゆる教科で言語活動の充実を求めています。授業において子どもたちの言語に関する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図ることが大切です。また、国語力の基礎を養うた

めには読書に親しむことも大切です。そのため、全校一斉での朝の読書タイムの推進や、多様な読書活動や学習活動における読書の活用を進めます。なお、「子ども読書活動推進計画」を策定するとともに、蔵書数の増加や図書館資料の整備や充実を図り、学校司書の配置と活用、学校図書館と公共図書館のネットワーク化などを通して、読書環境の充実を図ります。

- ⑥学習評価の工夫を図ります。一人ひとりの子どもが納得でき、自己達成感を得られ、意欲的に学習に取り組めるよう評価方法の工夫改善に取り組みます。とりわけ中学校においては、府立高等学校等の入学者選抜制度の変更にともない、目標に準拠した評価（いわゆる絶対評価）の公平性、信頼性、妥当性が求められています。そこで、指導と評価の一体化を更に進めます。また、教員には子どもや保護者による授業アンケートや学校教育自己診断アンケート等によって得られた評価をいかして、更なる授業改善を図ります。
- ⑦グローバル化が急速に進展しており、世界の共通語ともいえる英語教育の充実が求められています。そのため、小学校の外国語活動では、外国語の音声やリズムなどに慣れ親しませる体験活動を充実し、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、中学校の外国語（英語）では、小学校における外国語活動の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4つの領域をバランスよく学べるように取組みを進めています。学んだ英語を実際に活用する場面を設定するなど言語活動の充実や指導方法の工夫改善に積極的に取り組むことで、コミュニケーション能力を養います。ALT（外国語指導助手）や幼小中一貫教育推進教員の英語教員を活用して充実を図ります。また、グローバル化が進む中、国際社会に生きる日本人としての自覚を育むため、日本人としてのアイデンティティを育成するための教育のあり方について検討し、わが国の歴史、伝統文化、国語に関する学習の一層の充実を図ります。なお、次期学習指導要領に盛り込まれる小学校第3学年からの外国語活動、第5学年からの外国語（英語）が、市内全小学校で学習指導要領に沿って円滑に実施されるよう努めます。

## 15 府教委や市教委の学力向上方策

- ①府教育センターが主催する学力向上に関わる研修や市教委が主催する学力向上推進教員を対象とした研修、或いは全教員を対象とした指導力向上や授業づくりの各種研修の機会をいかして学力向上方策の充実を図ります。
- ②確かな学力を育むために、府教委作成の「学校改善のためのガイドライン」等を活用し、教員が不断に「学校づくり」や「授業改善」に取り組めるように進めます。また、全ての子どもにとって「わかる授業・できる授業」をめざし「学習指導ツール」や「反復学習メソッド」等の教材や、DVD「確かな学力をはぐくむ1. 2. 3」などを活用し、学校が授業評価を通じた授業改善のシステムづくりに努めるように勧めるとともに、授業公開等による授業研究を積極的に行うよう推進します。

### (3) 豊かな心の育成

#### [現状と課題]

現代社会のグローバル化やそれにともなう情報量の多さ、また、わが国においては核家族化の進行や地域における人間関係の希薄化、価値観の多様化などから、便利な暮らしの中でも、基本的な能力や生活習慣の身につけていない子どもたちが翻弄され見過ごされ傷つけられることがあります。以前は家庭や地域が担ってきた子どもに基本的な社会的マナーや心構えなどを教える機能が衰退し、学校教育の担う役割が増大しています。発達的には乳幼児期や学齢期、思春期など、その時期に応じて身に付けるべき道徳心や規範意識や自立と自律の精神などがあり、家庭を中心として学校と地域も連携しながら心豊かで健やかな子どもの育成を進めなければなりません。いじめや虐待が後を絶たない今、自他の生命を大切にすることを育むための総合的な取り組みを進める必要があります。

#### [重点事業]

##### 16 いじめ、不登校への対応

- ①市教委と市長部局が協働して「柏原市いじめ防止に関する方針」を策定し、この方針の周知により、学校園や地域・家庭でのいじめ防止の意識向上を図っています。また、いじめの重大事態発生時に調査や適切な対応に取り組むための組織も立ち上げ、迅速に対応できる体制を構築しています。
- ②市教委は「いじめ対応マニュアル」を策定しています。各学校園では、このマニュアルをはじめ、学校園独自の対応マニュアルや府教委作成の対応マニュアル等も活用しながらいじめの早期発見・早期解決に努めています。
- ③市教委は各学校園に対して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応の徹底した指導を行います。また、いじめや不登校等への対応のため、電話相談や適応指導教室、外部関係機関の活用を図ります。重大事態発生時の対処等に係る市教委の附属機関は設置されており、その際には組織対応を行います。
- ④不登校については、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。その際、スクールカウンセラーなどを活用し、相談体制の充実を図るとともに、継続的な支援を行います。また、子どもを取り巻く環境の改善に支援が必要な場合は、スクールソーシャルワーカー等を活用し、福祉機関等とも連携を図ります。不登校が長期化しないよう適応指導教室とも連携し、早期の学校復帰をめざした取り組みを推進します。

##### 17 人権教育の充実

- ①あらゆる教育活動を通じて、子どもたちが気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切にすること」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組みます。
- ②「柏原市人権教育基本指針」、「柏原市在日外国人教育基本指針」、「柏原市男女平等教育基本指針」に示されているように、また、「人権尊重の教育を推進するために」の重点目標の達成に向けて、人権及び人権問題に関する正しい理解を深めるような人権教育に取り組むように努めます。中でも、子ども、同和問題、男女平等、障が

い者、在日外国人、性的マイノリティなどに係る様々な人権問題や課題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進します。

- ③本市内だけでなく視野を広げて、現実認識を高め判断力が養えるよう、府教委作成の「人権教育基本方針」、「人権教育推進プラン」などを参考にしながら、人権教育を計画的・総合的に推進します。その際、府教委作成の指導事例集を活用し、全ての教育活動で計画的に取り組めるように図ります。
- ④各学校園の人権教育推進計画の作成に当たっては、子どもや学校、地域等の実態を踏まえ、継続的な系統だった指導となるよう中学校区での配慮を求めます。例えば幼少期から生命の尊さに気づかせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等を発達段階に応じて指導するなど、人権の基礎教育に取り組むようにします。また、義務と権利、規範意識や公共の精神などを発達段階に応じて学べるように計画的に取り組みます。
- ⑤万が一差別事象等の人権侵害が生じた場合には、学校は市教委と連携をとり、迅速かつ適切に、また組織的に対応するようにします。その際、差別等を受けた子どもの人権を全力で擁護することを基本とし、あわせて関係した子どもの背景や要因をはじめ、それらの事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力をもって取り組むようにします。

## 18 道徳教育の充実

- ①道徳教育の充実を図るため、豊かな体験活動を通して望ましい道徳性や基本的な生活習慣の育成をめざし、子どもたちの発達段階等を考慮して絶えず全体計画の改善を図りながら推進するように努めます。
- ②「道徳の時間」を要として、学校の教育活動全体を通じて、指導内容の重点化や教材の充実を図るとともに、人間としての生き方についての自覚を深めさせるような授業に取り組めます。
- ③学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築します。また、「道徳の時間」の指導時間数の確保に努めるとともに、子どもの内面に根ざした道徳性を育成するための授業研究や自然体験活動や集団宿泊体験活動、職場体験活動などの体験活動などの推進に努めます。なお、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から実施される「特別の教科 道徳」が、学習指導要領の改正の趣旨に沿って市内全学校で円滑に実施されるよう努めます。

## 19 キャリア教育の推進

- ①子どもたちが自信や自己有能感を持ち、自らの生き方についての夢や希望を育むことができる取組みを推進し、進路指導に当たっては、子どもが自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身に付けることができるよう指導・援助することを大切にして進めます。
- ②子どもの発達段階に応じて望ましい勤労観・職業観を育み、小学校から希望をもって中学校へ進学できるよう、小・中学校の連携を一層推進するとともに、義務教育から高等学校教育への連続性も視野に入れ、教育活動全体を通じてキャリア教育の

視点で学校教育活動を充実させるようにします。

- ③中学校の生徒が地域の事業所や商店等で働くことを実体験し、自分の将来や生き方を見つめる機会となるよう「職業体験学習補助事業」の充実を図ります。

## (4) 健やかな体づくりの推進

### [現状と課題]

心身ともに健やかに成長し、充実した人生を送るためには、子どもの頃から望ましい生活習慣を身に付け、体や健康に留意し自己管理できる力が必要です。まずは学校教育の中で、体育や体力づくり、そして保健や給食・食育などを通して、次に生涯学習として運動を続けたり健康や趣味などの講座に参加したりすることなどを通して、生涯を通して自らの健康を維持・増進することができる資質や能力を育成することが大切です。

また、生命尊重の教育や性教育、薬物乱用防止の取組み、中学校での部活動の活性化などを通じて健やかな体づくりと精神的な発達を推進することが重要です。

### [重点事業]

#### 20 体力づくりの充実

- ①子どもの体力・運動能力は依然として低下の傾向にあり、特に運動をよくする子と、あまりしない子の二極化が見られます。そのため、学校園における体育活動を活性化する取組みや、地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、幼少期から子どもたちに運動の習慣付けをし、生涯において体力づくりに勤しむように図ります。
- ②各小中学校においては、全教育活動を通してP D C Aサイクルに基づく体力づくりを推進するようにします。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」等の結果を活用して、数値目標等も計画に入れながら、体育の授業をはじめ、それ以外の時間にも体を動かす活動の時間が確保されるよう絶えず体力向上や生涯スポーツの意識化ができるような取組みを推進します。

#### 21 学校保健の充実

- ①学校保健安全法に基づき、各学校で学校保健計画を作成し、健康診断等の保健行事と学校独自の健康教育（保健指導）と体力づくりに関して充実した取組みができるようにします。その際、体育や保健の授業、生活科や総合的な学習の時間、特別活動などの関連教科の活用や家庭（保護者）とも連携して進めるようにします。
- ②調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠といった「健康3原則」の理念に基づき、子どもたち自らが健康を維持管理し保持増進できる力が身に付けられるような健康教育に取り組みます。
- ③喫煙、飲酒、覚せい剤等薬物乱用防止教育については、専門家等による子どもへの指導や家庭・地域への啓発なども計画に入れながら、学校全体で取組みを進めます。
- ④性教育については、子どもの発達段階を踏まえ、実態に応じた指導が必要なことから、全教職員の共通理解のもと校内指導体制を整えるとともに、系統的な指導がで

きるように取組みを進めます。

- ⑤学校保健・安全の取組みが進められるよう、市教委では学校保健安全法に基づき子どもと教職員の健康診断を実施し、健康管理に配慮するとともに、学校環境衛生基準に基づいて学校環境の維持管理を行います。
- ⑥学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するため、各学校での「学校保健委員会」の設置及び開催に努めます。

## 22 学校給食の充実

- ①「藤井寺市柏原市学校給食組合教育委員会（以下、給食教育委員会という）」と各学校が連携を密にして給食事務がスムーズに進み、食育指導でも協働できるようにします。また、栄養教諭が各校を巡回し、専門性をいかして学校給食を活用した指導をするとともに、各教科、道徳、総合的な学習の時間等においても食育指導を行うようにし、積極的な取組みを進めます。
- ②学校給食においては、学校給食法「学校給食衛生管理基準」に基づく、適切な衛生管理により、食中毒発生の防止に努めます。また、安全面、コスト面を考慮しつつ、地産地消の推進を図るとともに、学校における食育の材料となる給食内容になるよう取組みを進めます。
- ③食物アレルギーの対応について、学校は対象の子どもについての状況を的確に把握し、対応マニュアルに沿って確実な対応を図るようにします。特に、家庭や給食教育委員会と連携してアレルギーの発症を防止する取組みを確実にする一方で、万が一アナフィラキシーショックを起こした場合の対応についてもすべての教職員が共通理解しておくように研修の充実を図るとともに、消防署や医療機関との連携を確実にします。
- ④給食費滞納問題について、給食教育委員会と連携しながら対策を進めます。学校管理職や担任、事務職員によるきめ細かい対応で保護者に理解を求める一方で、給食教育委員会からの督促を行い、悪質な場合には法律に基づいた対応を視野に入れながら滞納額の減少を目ざします。

## 23 部活動の活性化

- ①中学校の部活動は、平成20年の中学校学習指導要領に位置付けられました。「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること」となっているため、学校では、部活動の教育的効果が上がるように創意工夫をして取り組みます。
- ②一部の教職員が部活動指導に関わる時間が増えて負担過剰になったり、不慣れな部活動の顧問になって困ったりすることがないように、部活動の技術的指導を行う部活動補助指導員などの積極的な活用を進めます。
- ③体罰などのない適切な指導がなされるよう意識や指導技術の向上、指導資料の共有などを図ります。また、部活動に関する「部活動運営方針」や「申し合わせ事項」などを学校独自で作成し、教職員が共通理解するとともに保護者にも方針の説明をするようにし、部活動運営がスムーズに行えるよう取り組みます。
- ④中学校運動部活動補助指導員報償費、クラブ備品購入費、中学校体育連盟補助金、

- クラブ活動補助金、対外競技出場補助金等を継続し、部活動の活性化を図ります。
- ⑤本市中学校においては、少子化による生徒数の減少、それともなう教員数の減少により、従来の部活動数を維持するのが困難になっています。そこで、部活動の拠点校化を図るとともに、「部活動による就学指定校の変更制度」を設け、子どもたちの要望に応え、部活動の活性化を図っています。なお、本制度は就学する学校に希望する部活動がない場合に限り認められます。

## 基本方針 3 社会全体で健やかな子どもを育みます

### (1) 家庭の教育力の向上、学習習慣の定着

#### [現状と課題]

家庭教育は、子どもの成長の基礎をなすものであり、基本的な生活習慣や社会性を育て、また安定した豊かな心を育むために大切な役割を担っています。しかしながら、親として子育てに不安があったり、家事や育児が十分にできなかつたり、虐待に走つたりといった子どもにとって教育環境が十分でない場合もあります。本来の家庭が果たすべき役割が十分に果たされないと、子どもたちの学力や学習意欲の低下を招いたり、社会性や規範意識、自立心なども身に付けさせることができなくなつたりします。

学校園も関わりながら地域全体で家庭教育を支援する体制づくりが大切です。多様な場で「親学習」の機会を充実させるとともに、子育てに悩みを持つ家庭や地域から孤立しがちな家庭への支援の場を整備することが求められます。

#### [重点事業]

#### 24 教育に関する相談支援の充実

- ①相談窓口の充実のため、各学校園や市教委、また教育研究所では相談業務の担当者（学校管理職OB）を配置しています。発育相談やいじめ、不登校、セクシャルハラスメントなど、教育や子育てに関する悩みや問題について、今後も訪問相談や電話相談を充実させます。なお、「教育コンシェルジュ」についても配置について前向きに検討します。
- ②スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどをできるだけ多くの学校園や教育施設に配置します。専門家と教職員が協働して、子どもの育成や親の子育てを支援します。
- ③学校教育・社会教育の分野が連携して、「親学習」として多様な学習機会の提供を促進するとともに、地域での活動を先導できる親学習リーダー等の人材養成と活用促進、また、情報提供の充実に取り組みます。

#### 25 家庭での学習習慣の定着

- ①各学校園では、学習習慣の基礎となる規則正しい生活習慣作りのためにPTA総会や保護者会等を活用して子育て機能の強化を図ります。
- ②教育と福祉、学校教育と社会教育が連携し、学習やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動や留守家庭支援など、放課後等における子どもの居場所づくりに取り組み、その中で学習習慣づくりや学力向上の取組みを進めます。なお、福祉施策の一環として行う「子どもの学習支援事業」にも協力しています。
- ③平成28年度の「全国学力・学習状況調査」の結果によると、本市の子どもたちは、携帯機器の使用時間が長いという結果がありました。家庭学習の時間を確保するためにも、家庭内で使用に関するルール作りをすることが大切です。

## (2) 地域の特性やボランティア等をいかした教育の充実

### [現状と課題]

本市は、多彩な自然環境に恵まれ、多くの遺跡や文化財があり、歴史の薫るまちです。森林体験や大和川の学習を始め、歴史資料館やぶどう畑での学習なども多くの小学校で取り組まれています。また、交通の便がよく、繁華街の喧噪も少ない住み良いまちです。今後も地域の自然や歴史や文化などをいかしながら、地域に対する関心や愛着を育むことが必要です。

また、本市には大学が2つあり、これまでも地元の大学と連携しながら、学生に地域で学ぶ機会を与えると同時に、学校教育における教育支援ボランティアとしても活躍できるような機会を設けてきました。大学や地域の団体と連携して生涯学習としての各種成人講座や子ども向け教室も開催されています。今後も自然、産業、文化資源、地域人材等を活用した学ぶ機会の充実を図ることが重要です。

### [重点事業]

#### 26 わがまち柏原を学ぶ教育活動の推進

- ①自然から学びます。市域の3分の2を山が占め、中央部を大和川が流れています。緑の山々と美しい渓谷、豊かな川の流れなど、多彩な自然環境を備えた本市です。山麓にはぶどう畑が多く、夏から秋にかけてはぶどう狩りが盛んに行われています。昔は、河内木綿も有名でした。これらの自然をいかした学習教材を活用してわがまち柏原を学びます。
- ②歴史から学びます。山麓台地に残るプレ縄文、縄文、弥生時代の遺跡にはじまり玉手山古墳群や高井田横穴群など全国的に有名な古墳が散在し、さらには奈良時代の鳥坂寺（『続日本紀』に記された河内六寺の1つ）、船橋廃寺、田辺廃寺、国分寺、国分尼寺など十指にあまる古代寺院跡の存在などから往時の繁栄がしのべられます。現在の柏原の姿は、宝永元年（1704年）に行われた大和川の付け替えに始まります。旧大和川床に開発された新田は、木綿と米との輪作地として利用され、物産は了意川に就航した柏原船や大和川の剣先船などによって商都大阪に販路が開かれ、柏原の繁栄が再現されました。これらの誇れる歴史的事実や文化財を活用してわがまち柏原を学びます。
- ③産業や文化から学びます。ぶどう栽培やワイン作り、染色業などは柏原の地場産業です。これらの産業と歴史や自然や風土などとの関連や従事しておられる方々の労働の状況、また、新たな産業振興のあり方などから、わがまち柏原を学びます。文化的とは人権意識が高いことでもあります。学校教育活動全般を通じて暮らしを高め人間関係を育てる活動の推進を図ります。また、図書館や公民館、歴史資料館、市民文化会館等を通じて行われる文化的な活動と学校教育の連携を図ります。
- ④本市では、行財政や健康福祉、上下水道、税、交通、環境、文化財などに関する担当課で「市役所出前講座」を実施しています。直接業務を担当している市役所の職員が講師として出向き、暮らしに役立つ情報や最新の市政情報を含めて講話をします。小中学生向けの講座がたくさん用意されており、積極的に活用して柏原について

での学習を深めます。

- ⑤本市では、いろいろな広報刊行物やビデオ、DVD 等を作成しています。「かしわらガイドマップ」、「かしわらの歴史物語」、「大和川付替え物語」、「かしわらの史跡(上)(下)」、「玉手山物語」、「郷土再発見～偉人達の足跡を訪ねて～」、「ザ・河内音頭」などがあり、学校でも積極的に活用して柏原についての学習を深めます。

## 27 地元大学と連携した学習機会の充実

- ①小、中学校での放課後学習の推進をします。小学校では「柏原市スタディ・アフター・スクール事業（SAS）」として、平日の放課後に大阪教育大学、関西福祉科学大学等の学生や地域ボランティアのサポートにより、基礎学力と学習習慣の定着、自学自習力の向上を図る学習活動を中心に、特別活動やスポーツ等の活動を行うことを通して、学力や体力、社会性やコミュニケーションの能力などの育成を図っています。今後もさらに学生の指導体制を整え、児童の参加を増やして基礎学力と学習習慣の定着、自学自習力の向上に向けた取組みを進めます。また、中学校では、教員を中心として学生ボランティアの支援も受けながら、放課後の補充学習に取り組んでいます。加えて、学習塾等の民間企業と協働して放課後学習の充実を図り、学力と学習意欲の向上に努めています。さらに、福祉施策の一環として学生ボランティアを活用して行う「子どもの学習支援事業」にも協力しています。
- ②「学校教育支援指導員」の充実を図ります。地元の大学と連携しながら、支援を必要とする子どもの学習に付き添える学生ボランティアを充実させます。

## 28 学校支援ボランティアの充実

- ①地域の方や保護者に「学校支援ボランティア」として活躍していただき、児童・生徒の登下校の交通安全指導や図書室等の整理や読み聞かせなどの仕事、また、栽培活動や校外での学習の援助者として様々な学校支援に関わっていただいています。
- ②小学校における「放課後子ども教室（のびのびルーム）」は、児童が放課後や土曜日に地域の人々の支援を受けてスポーツや様々な体験活動に取り組める場所となっています。主として校区健全育成団体の方の協力を得て行っていますが、さらに地域ボランティアの参加を増やし、児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりの推進を図ります。

### (3) 青少年の健全育成

#### [現状と課題]

子育ては学校教育だけでなく、家庭教育や地域社会の教育がうまく協働して進まなければなりません。しかし、家庭環境や生活のスタイルが変化して家庭教育力が低下したり、「こども会」活動がなくなったり、近所づきあいが希薄になったりして、地域社会の教育力が低下してきています。「地域の子は、地域で育てる」の意識を高め、青少年がたくましく健やかに成長するように家庭、地域、学校社会が一体となり青少年健全育成活動に取り組まなければなりません。

せん。

本市では、昭和56年から中学校区で、平成11年から小学校区でそれぞれ「青少年健全育成会」を立ち上げて健全育成活動と地域ふれあい活動を行っており、地域の子もどうし、子どもと大人、大人どうしが交流し合い、「顔と名前の一致する人間関係づくり」に取り組んできました。今後もさらに、青少年健全育成活動を支援する関係団体や指導者と市教委や学校が強い連携を図りながら取組みの継続と発展をめざしていくことが大切です。

### [重点事業]

#### 29 青少年健全育成活動の推進

- ①黄色いベストや帽子を身に付けて、子どもたちの安全のために活動している「子どもの安全見まもり隊」や、プレートや旗、タペストリーなどを掲げて、子どもたちが犯罪に巻き込まれそうになったときに助けを求めて駆け込める「こども110番の家」運動に協力している方が多くいます。今後も各種ボランティア団体間の連携を深め、子どもを地域で見守る体制の充実をめざします。
- ②「地域清掃」や「あいさつ運動」、また「地区懇談会」など、地域の環境整備から教育の改善まで、地域のいろいろな方の幅広い支援を受けて青少年健全育成活動を進めています。
- ③「フェスタ」や「放課後子ども教室（のびのびルーム）」、「通学合宿」などのように、子どもに豊かな体験をさせるため、また、地域の方との絆を深めるために、地域の各種団体の方々が健全育成活動に関わっています。今後もこれらの活動を継続し、取組みの輪を広げます。

#### 30 青少年育成団体支援の推進

- ①各地域で青少年健全育成活動に取り組む団体の指導者をつないで互いの連携を高めたり、市内の各単位「こども会」が活性化できるよう努めます。
- ②「柏原市PTA協議会」や「柏原市青少年健全育成協議会」では、各地区の青少年健全育成活動について話し合い、交流を深めています。今後も「かしわらっ子」の育成に向けて協働態勢を深めていきます。

#### 31 青少年講座の充実

- ①市教委では、生涯学習の基盤づくりや社会教育の充実のために青少年を対象とした「青少年つり入門講座」、「歴史講座」、「科学講座」、「星空観察講座」、「昆虫観察講座」など、体験学習を中心とした各種講座を開催しています。今後も青少年が進んで参加できる活動や事業などの機会を拡充するよう工夫を図ります。

## (4) スポーツの振興

### [現状と課題]

健康への関心が高まる中、市民のスポーツによる健康増進を図るため、誰もが身近な地域で気軽にスポーツに親しむことができる機会や施設を充実させることが必要です。また、イベン

トを通じたスポーツへの参加意欲や地域とのつながりを高めるため、市民との協働により市民が気軽に参加できるスポーツイベントなど、これまで各種スポーツ事業を展開してきましたが、市内に総合グラウンドがないため柔軟な事業展開ができないことや、施設のバリアフリー化が課題になっています。

### [重点事業]

#### 32 生涯スポーツの振興

- ①「スポーツフェスティバル in 柏原」や「柏原シティキャンパスマラソン」など、既存のスポーツ行事をさらに親しみのあるものとして充実させるとともに、気軽に誰もが自由に参加できるように努めていきます。
- ②「柏原市体育協会」や「柏原市スポーツ推進委員会」等と協働し、スポーツ振興事業を推進します。また、キンボールなどのニュースポーツを普及していきます。
- ③市民がより利用しやすいように、学校体育施設の利用において、受付事務の一元化を進めスポーツ振興を図ります。

#### 33 スポーツ環境の充実

- ①より多くの市民がスポーツに親しみ、利用しやすい環境づくりのため、リアルタイムにスポーツ施設の利用状況を提供します。
- ②市民がスポーツ施設を安心・安全に利用できる環境整備を行います。
- ③大阪府が進める恩智川遊水地を利用した市民スポーツ広場を整備するとともに、旧サンヒル柏原内にある屋外プール・庭球場を、新たに市の施設として広く市民が利用できるよう運営します。

## (5) 生涯学習の充実

### [現状と課題]

子どもから高齢者まで、ライフステージや市民ニーズに応じた多様な学習内容や学習環境を整えるとともに、学習により習得した知識や技術を、地域に還元できる体制を整えることが重要です。また、図書館においては、身近な図書館としての情報の発信と利用者の拡大をめざし、地域の情報拠点としてネットワークの構築を図り、図書館サービスの向上に努めることも必要です。また、公民館は、市民にとって最も身近な学習活動の場であるとともに、地域における教育力の活性化の拠点として、市民の文化活動を支援することが重要になります。

### [重点事業]

#### 34 社会教育施設の整備、充実

- ①誰もが利用しやすい施設であるように環境整備を進めます。
- ②施設の老朽化が進んでおり、改築・新築の際には新たな運営方法に適した施設のあり方を検討します。
- ③平成27年度に竜田古道の里山公園内に設置した、自然体験学習施設（スマイルランド）において、指定管理者と協働しながら、ライフステージや市民ニーズに応じ

た社会セミナーや体験型生涯学習事業の充実に努めます。

### 35 社会教育施設を使用した生涯学習の推進

- ①社会教育施設が、市民にとって身近で利用しやすい場となるように、各種学習講座を開催できるように努めます。
- ②多様化する学習ニーズに対応するため「いつでも、どこでも、だれでも学べる」機会をつくり、生涯学習に関する情報の提供を行います。
- ③地域や各種団体、企業および大学などが連携した講座の開催を通じて、自ら学ぶ姿勢を習得し、科学・技術・文化等に興味や関心を持つ子どもを増やすとともに、生涯を通じて学びに関心や意欲を持とうとする市民を増やすように努めます。

### 36 公民館の活用

- ①公民館が市民の生涯学習や趣味を豊かにする場所として活用されるように貸館業務を充実させます。なお、今後受益者負担の観点から貸館使用料の有料化を視野に入れ検討してまいります。
- ②春、秋の定期講座、大学と連携しての教養・基礎講座等の多様な学習機会の提供を図り、市民活動の発表の場として「市民参加型」の文化祭の開催に努めます。

### 37 図書館の活用

- ①図書館資料の貸出、閲覧を通じて情報や学習機会の提供を充実するとともに、市民にとって魅力的で新鮮な資料・情報収集の場、憩いの場となるように工夫します。
- ②自動車文庫「ひまわり号」の巡回場所や利用時間については、利用者のニーズを把握しながら、さらに利用者の満足度が高まるよう充実を図ります。
- ③学校園への支援や読書環境づくりを進めます。学級や学年単位での団体貸出利用の促進、学校図書館への支援を行う学校貸出利用の推進など学校図書館との連携を図り、調べ学習などの支援を行います。
- ④読書を通して、楽しみながら学習習慣、知的好奇心の育成ができるよう幼児、児童向けの行事や図書の展示を企画し、ボランティアとも協働することにより、幼児、児童、保護者への参加を呼びかけ、児童サービスの拡充に努めます。
- ⑤他市の図書館や地域にある大学の図書館ともネットワークをつくり、利用の利便性を向上させます。
- ⑥市に関する歴史文献等を積極的に収集し、市の地場産業や施設案内が詳しくわかる柏原コーナーの充実に努めます。
- ⑦図書館の広域利用制度の充実のため、八尾市、東大阪市との相互利用に加え、残りの中部6市と大阪市の各館とで相互利用を実施しました。今後もさらに相互の住民の学習の場を拡充し、教育の向上と文化の発展に寄与します。

### 38 文化財の保存、整備、活用

- ①文化財の調査、保存、活用を進めるとともに「柏原市文化財保護条例」に基づき幅広い文化財指定を進めます。また、一部公有化した史跡鳥坂寺跡地の適正な維持・管理に努めます。

- ②市内所在の重要な文化財等の管理について、その所有、管理する個人や団体等を支援するとともに、市民団体の文化活動を支援します。
- ③歴史資料館の企画展示の充実や学校教育とも連携した学習講座の工夫に取り組み、文化財への関心を高めます。

**39** 文化財に関する知識普及と啓発の推進

- ①歴史資料館を中心に、本市文化財の価値と魅力を全国に発信し、文化財についての知識の普及と啓発を推進するとともに、市民の郷土意識を高めます。

### (1) 教職員の資質の向上

#### [現状と課題]

学校教育では、校長のリーダーシップのもと、教育目標に向かって教職員が組織的・継続的に教育活動(特に教科指導と生活指導)に取り組むことで、子どもたちに効果的に「生きる力」をつけることが可能となります。教職員は、子どもたちの心身の発達に関わり、人格形成にも影響を与える重要な存在であることから、子どもや保護者の信頼や尊敬に値するよう絶えず研究と修養に努め、職務に必要な資質・能力を向上させなければなりません。子どもの実態が変化し、社会や家庭環境も変化している今日、教職員は研修などを通じて、自ら積極的に子ども理解の意識改革、授業改善、指導力の向上などに取り組まねばなりません。そして市教委は、教職員が研修できる環境を整えることをはじめ、様々な支援をしなければなりません。

そのためには、「学校教育自己診断」や教職員の業績や能力や授業の評価を活用し、業務改善や指導力向上に取り組むことが大切です。指導が不適切である教員に対しては、学校と市教委が連携して指導改善にあたります。また、教育公務員として市民の信頼に応えられるよう教職員の服務規律の徹底を図ることが重要です。

#### [重点事業]

#### 40 教職員の研修の充実

- ①教職員が様々な今日的な教育課題に対応できるよう、市教委や学校は研修の機会を充実させ、意識改革や資質・指導力の向上に努めます。各種授業研究や校内研修体制を充実させ、特に教職経験の少ない教職員には日常的なOJTの推進により指導力向上を図ります。
- ②高度情報化社会の進展や経済のグローバル化、また、危機管理能力など、社会の変化やニーズに応じた教職員の資質・能力の向上が求められています。広い視野で情報を求め、長期的、総合的に学校運営を考えることができ、積極的に関われる教職員の育成に努めます。
- ③すべての子どもたちの人権が尊重される学校づくりに向けて、教職員の人権感覚を高めます。また、体罰やセクシャルハラスメント等の根絶に向け、校内研修の実施や職員会議等で服務規律の徹底を図ります。
- ④「学級がうまく機能しない状況」については、背景や原因を分析し、教職員の指導力の向上を図るとともに、柔軟な指導体制の構築や家庭・地域との連携を強め、効果的な指導の工夫改善に努めるようにします。また、指導が不適切な教員については、状況を的確に把握し、学校と市教委が連携して効果的な校内研修に取り組みます。また、本市教育研究所や府教委とも連携して指導改善研修を受講させて指導力の改善に取り組みます。

#### 41 ミドルリーダーの育成

- ①中堅教職員を対象とした学校経営に必要な知識・能力を育成するための管理職養成研修の実施や若手教員の首席・指導主事等への任用などにより、ミドルリーダーの育成に取り組みます。
- ②市教委事務局の指導主事による校園長への人事ヒアリングの際にミドルリーダーの発掘と育成についても検討し、市や府の養成研修を積極的に受講するよう働きかけます。

## (2) 安全、安心な教育環境の整備

### [現状と課題]

子どもたちが安全・安心な質の高い空間で学び、生活できるよう、学校園内外における安全確保及び安全管理に努めることが大切です。そのため、各学校園において作成された学校安全計画に基づく安全教育や実践的訓練を適切に実施すること、保護者や学校支援ボランティア、地域の関係団体の協力を得て、地域と一体となった子どもたちの安全確保のための方策を講じることなどが大切です。

また、耐震化工事などによる安全な施設環境の構築や学校の適正規模化や安全・安心な給食センターの維持・運営などに努め、教育環境の質的向上を図ることが重要です。

### [重点事業]

#### 42 子どもの安全の確保

- ①子どもへの交通安全、防犯教育を推進するとともに、地域との連携による子どもの見守り活動等を推進します。また「こども110番の家」運動の協力家庭数を増やすことにより、犯罪の抑止効果の増大を図り、子どもの安全確保に努めます。
- ②各学校においては、「学校保健安全法」に基づき学校安全計画を策定していますが、絶えず見直しを行いながら、学校安全担当者を明確にして学校安全の推進体制を整備します。また、万一の事件・事故などの緊急事態に対処できるよう、学校独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施するなど、危機管理体制を確立するように進めます。
- ③学校の危機管理体制を確立するとともに安全教育や防災教育を実施し、「防災マニュアル」に沿って子どもたちが災害時に迅速に対応できる力を育成します。また、火災のみならず、様々な自然災害を想定した実践的な避難訓練を行うなど、子どもたちが自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実に向け、市長部局の危機管理担当と連携を図ります。
- ④引き続き小学校安全監視員配置業務や通学路警備業務を継続し、子どもたちの安全の確保に努めます。
- ⑤小規模特認校である堅上小学校では、堅上地区を新しい“ふるさと”とする特認児童の安全の確保と通学時間の短縮のため、スクールバスを運行しています。今後、継続して運行業務を続けていくために、平成30年度からは運行費用の一部を保護者に負担していただくことを前提に準備を進めます。また、堅下南小学校区の遠距

離通学をしている3年生以下の児童を対象とした登校時のスクールバスは継続運行します。

#### 43 安全、安心な施設環境の構築

- ①施設設備の安全管理を一層強化し、老朽化した施設の計画的な整備、改修を行い、安全、安心な教育環境を保持します。
- ②学校園の校舎については、空調設備の整備やトイレの改修（洋式化）などに取り組み、教育環境を整えます。
- ③国分中学校グラウンド拡張用地については、関係機関と協議を行い、整備を進めます。
- ④学校環境衛生基準に基づき学校環境の快適な環境づくりと衛生管理に努めます。
- ⑤学校図書館については、「学校図書館図書標準」に基づき、図書等の計画的整備に努めるとともに、陳列の仕方や読書スペースの工夫を行うなど、子どもたちが本を読みたくなるような読書環境を整え、学習・情報センターとして有効に活用できるよう取り組みます。また、司書教諭や学校司書、図書館司書、図書ボランティアの活用を進めます。

#### 44 学校の適正規模、適正配置の推進

- ①小規模校化が見込まれる柏原市立小・中学校において、より良い教育環境と効果的な学校教育を実現するために、平成28年9月に「柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針」を策定しました。今後、この基本方針に則り、目標年度が設定された校区については、保護者や地域住民の方々と意見を交わし、理解と協力を得ながら再編整備を進めます。

#### 45 安全、安心な給食施設の維持、運営

- ①給食教育委員会と市教委、学校が連携し、安全で美味しい給食を実施できるようにします。食中毒などを防止し、日常的に衛生管理の徹底を図るため、給食センターの施設・設備の改修・補修及び厨房機器類の充実に取り組みます。万一の食中毒などの発生時においては、迅速かつ適切な対応を図ります。
- ②小中学校での給食実施が安全かつスムーズに展開できるように、また、偏食なくバランスの良い食事ができるように市内の栄養教諭が各学校で「食」に関する指導に当たります。

### (3) 教育機会の均等と確保

#### [現状と課題]

すべての子どもたちに教育機会を保障するため、支援を必要とする子どもについては、障がい状況に応じて、一人ひとりのニーズに対応する適切な教育を進めるための教育相談を充実させ、保護者からの意見を大切にしながら就学に関する適切な説明及び情報提供をすることが大切です。

また、経済的理由によって就学が困難な子どもの保護者には就学援助や奨学金制度などが活用できることを周知し、充実させるなどして、教育機会の均等を今後も確保していくことが重要です。

## [重点事業]

### 46 支援教育及び支援体制の充実

- ①市教委作成の「柏原市支援教育基本方針」に示されているように、また、「支援教育を推進するために」の重点目標の達成に向けて、障がいのあるすべての子どもたちの教育を受ける権利が完全に保障されるように努めます。また、合理的配慮に応じた施設・設備の整備に取り組みます。
- ②各学校園では、「支援教育全体計画」、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、全教職員の共通理解と協力態勢のもとに一人ひとりの障がいの状態に応じた柔軟な教育課程の編成や教材等を配慮し、適切な指導を進めます。また、福祉・医療・労働等の関係機関との連携を促進し、早期からの教育相談、支援体制の構築に努めます。
- ③支援学級には障がいの状態に応じた専門性を有する教員を配置するとともに、通常の学級に在籍する発達障がい等のある子どもを含めて、積極的にユニバーサルデザインによる授業づくりに取り組む必要があります。そこで、校内の「支援教育コーディネーター」を活用し、全教職員による組織的な教育活動が展開できるよう、教職員の支援教育に関する意識の向上を図ります。また、市内に設置されている「通級指導教室」の機能を高め効果的に活用するとともに、「通級指導教室」の増設を府教委に要望します。
- ④障がいの状況に応じて適切な支援や配慮ができるようにスクールカウンセラーの相談体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもたちの移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置に努めます。
- ⑤インクルーシブ教育や「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進するため、様々な課題に対応できる学校づくり・集団づくりをより一層進めます。
- ⑥支援学校の巡回相談や本市のリーディングスタッフ等を活用して教職員への支援教育の理解と啓発を図りながら、より良い支援教育の取組みができるよう地域支援ネットワークを充実させます。

### 47 就園、就学への支援

- ①経済的理由によって就園・就学が困難な子どもの保護者に対して、必要な援助を行い、適切かつ迅速な就園・就学支援に努めます。
- ②海外からの帰国または渡日の子どもたちに対して日本語指導及び保護者の日本語通訳を行い、就学や日常生活が適切に行われるよう指導員や通訳派遣事業の充実を図ります。

### 48 奨学金制度の充実

- ①子どもたちが経済的な理由により高等学校などへの進学・就学を断念することがないように、奨学金事業を継続して実施し、教育の機会均等を図ります。

## ※第4章 重点的に取り組む5つの後期教育施策※

### 【重点施策1】 幼小中一貫教育を充実させ、学力向上・読書活動を推進します。

本市の学校教育の中心施策である「幼小中一貫教育」も今年度で11年目となり、一定の成果をあげています。そこで、一貫教育の更なる充実を期して、市教委と学校園がそれぞれの役割を果たしつつ責任を持って取組みを進めます。その際、一貫教育は教育目標達成の有効な手段であり、あくまでも目的は本市学校教育基本目標（「すべての子どもに生きる喜びと、たくましい力を」）の達成であることを市教委と学校園とで再確認し、教育活動の充実を図ります。なお、一貫教育のより一層の推進には施設一体型一貫教育校が望ましいとの考えから、設置に向け準備を進めます。

平成30年度からは全国の小学校で、平成31年度からは中学校で「特別の教科 道徳」が始まります。また、平成32年度からは小学校で、平成33年度からは中学校で新学習指導要領に基づいた教育活動も始まります。これらの改革では「生きる力」を育むという理念は変わらないものの、「主体的・対話的で深い学び」、「小学校の英語教育」など新しい教育活動が求められます。今後、これらも視野に入れながら「確かな学力」の向上につなげます。なお、これからの時代に必須の力となる英語については特に充実を図ります。

本市子どもたちの学力課題の1つに「書く力」があげられます。この力を下支えするのは「ことばの力」、「読む力」です。そこで、これらの「力」の育成を期して読書活動を一層推進します。また、発達段階に応じた読書は、子どもの豊かな心を育むとともに、生涯学習の基礎ともなる活動です。そこで、「子ども読書活動推進計画」を策定するとともに、学校司書の配置による読書活動の推進や市立図書館との連携を図り、「読書のまち柏原」をめざします。

#### 「主な取組み」

- 幼小中一貫教育を一層充実させ学力向上を図ります。とりわけ英語教育の充実に努めます。
- 施設一体型小中一貫教育校の設置を進めます。
- 「子ども読書活動推進計画」を策定し、学校、教育・保育施設、民間団体等の関係機関との連携を推進します。

### 【重点施策2】 幼児期の教育・保育の充実を図ります。

幼児教育は、子どもの基本的な生活習慣を育て、道徳心の芽生えを培い、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そこで、社会情勢に対応した、時代にふさわしい教育・保育を推進するために、幼保の連携や公私の連携を進めます。

#### 「主な取組み」

- 認定こども園を設置し、時代にふさわしい教育・保育を進めます。
- 公私立幼稚園・保育所園の連携を進めます。

### 【重点施策3】 家庭、地域、学校の連携・協働を推進します。

現在の山積する教育課題の解決には、行政の下支えによる家庭、地域、学校の連携・協働が不可欠です。もはや学校園だけで教育が完結する時代ではなく、これらが緊密に連携・協働する中で子どもたちを取り巻く教育環境は改善され健やかな育成が図られます。

本市ではすでに社会教育活動は活発になされ、学校を核として社会総がかりで子どもたちを育成する「教育コミュニティ」は醸成されつつあります。このことを背景に、教職員は校種の違う教職員とも一体となって、家庭・地域と連携・協働して、「教育コミュニティ」を牽引しながら、知・徳・体の調和のとれた子どもの育成に11年かけて取り組んでいます。また、「柏原市スタディ・アフター・スクール事業」、「民間外部講師の活用」などの各事業では、学生ボランティア、地域の皆様、民間教育団体などの教育力をいかした取組みを進めています。しかし、新たにボランティアとして、学生や地域の皆様に確保することが大きな課題です。そこで、学校教育活動と社会教育活動の連携・協働をより一層図り、社会総がかりで教育に取り組む体制を充実させます。加えて、近年、全国的に、保護者、地域がパートナーとして学校運営にあたるコミュニティスクールも広がりを見せている中、本市ではコミュニティスクールの機能を持った義務教育学校の設置を視野に入れ、本市の実情に合わせた地域に開かれた学校づくりを推進し、家庭、地域、学校の連携・協働を充実させます。

また、「全国学力・学習状況調査」や「かしわらっ子はぐくみテスト」などの分析から、家庭での学習時間が学力と極めて密接な相関関係にあると考えます。そこで、これまで以上に家庭学習を充実させる取組みを推進します。

#### 「主な取組み」

- コミュニティスクールの機能を持った義務教育学校の設置に向けた取組みを進めます。
- 様々な取組みを通して、家庭、地域、学校の連携・協働を推進します。とりわけ、家庭学習の充実を支援します。

### 【重点施策4】 体育・スポーツ活動を推進します。

市民の健康に対する関心が高まる中、スポーツによる健康増進を図るためには、誰もが身近な場所で気軽にスポーツに親しむことのできる施設の必要性が求められています。そのため新たに「(仮称) 恩智川多目的遊水地市民スポーツ広場」の整備を進めるとともに「サンヒルスポーツセンター」の設置をめざします。

- 「(仮称) 恩智川多目的遊水地市民スポーツ広場」の整備  
市内法善寺地区で大阪府が整備を進める恩智川遊水地の一部を借り受け、野球やサッカー、ソフトボール等のスポーツ施設の整備を進めます。
- 「サンヒルスポーツセンター」の設置  
旧サンヒル柏原にある庭球場と屋外プールを「サンヒルスポーツセンター」の名称で、平成29年7月から指定管理者による一体的な管理・運営ができるよう進めます。

## 【重点施策5】 教育環境整備を推進します。

### ○普通教室への空調設備整備

空調設備整備に関しては、中学校では平成30年度までに工事を完了し、平成31年度からの供用開始に努めます。また、小学校に関しても、平成30年度及び平成31年度に実施設計を完了させ供用開始に向け整備に努めます。

### ○学校トイレの整備

学校トイレの整備に関しては、児童・生徒数の動向も視野に入れ、トイレの洋式化を始め、児童・生徒が使いやすく、また壊れにくく維持管理が容易なトイレ環境への改修計画を立案します。

## ※第5章 改定版（後期計画）の推進に向けて※

### 【関係者の連携・協働による計画の推進】

本計画に掲げられた施策を総合的に推進していくには、市教委は市長部局を始め、各関係機関と連携・協働しなければなりません。また、市教委が総合調整を図りながら学校や地域・保護者を始め、教育関係事業者や民間団体とも連携を図り計画を推進しなければなりません。

本計画は平成31年度までの計画ですが、急速に変化する社会経済情勢により、教育が対応すべき課題も変化しています。そこで、今後の計画期間においても、必要に応じて適宜、新たな課題に適切に対応できるよう施策などの検討を進め迅速な対応を図ります。

### 【計画の進行管理】

この計画の推進にあたっては、「全国学力・学習状況調査」や「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」などの全国的な調査の結果や、本市が実施している行政評価、「かしわらっ子はぐくみテスト」などを活用して進行管理を行うとともに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき毎年作成している「柏原市教育委員会点検・評価報告書」にも掲載して、学識経験者の知見も活用しながら評価していきます。

また、教育部（教育総務課、指導課、学務課、社会教育課、スポーツ推進課、文化財課、公民館、図書館）においては、これまでも単年度で事業評価をしており、成果と課題のPDCAサイクルを活用して、今後も毎年改善を重ねながら本計画の推進を図ります。

## 【代表的な成果指標】

### 「確かな学力」

- ①全国学力・学習状況調査の国語 A・B、算数・数学 A・B のそれぞれの平均正答率について、全国を「1」として算出した数値を指標とします。
- ②児童・生徒の学力の分布（学力低位層、学力高位層の割合の変化）をみるために正答率40%以下および正答率80%以上の児童・生徒の比率について、全国の割合を「1」として算出した数値を指標とします。

		項目		H26	H27	H28	H29	H30	目標値
① 全体的な状況	小学校	国語 A の平均正答率		市	0.94	0.92	0.96		1.00 以上
		国語 B の平均正答率		市	0.93	0.90	0.96		1.00 以上
		算数 A の平均正答率		市	0.98	0.96	0.96		1.00 以上
		算数 B の平均正答率		市	0.96	0.89	0.93		1.00 以上
	中学校	国語 A の平均正答率		市	0.98	0.98	0.97		1.00 以上
		国語 B の平均正答率		市	0.95	0.99	0.96		1.00 以上
		数学 A の平均正答率		市	0.93	0.94	0.97		1.00 以上
		数学 B の平均正答率		市	0.96	0.92	0.94		1.00 以上
② 学力の分布	小学校	国語 A	正答率40%以下	市	1.60	1.59	1.24		1.00 以下
			正答率80%以上	市	0.85	0.77	0.88		1.00 以上
		国語 B	正答率40%以下	市	1.15	1.34	1.04		1.00 以下
			正答率80%以上	市	0.77	0.75	0.86		1.00 以上
		算数 A	正答率40%以下	市	1.31	1.14	1.35		1.00 以下
			正答率80%以上	市	0.95	0.86	0.90		1.00 以上
		算数 B	正答率40%以下	市	1.23	1.22	1.13		1.00 以下
			正答率80%以上	市	0.98	0.70	0.64		1.00 以上
	中学校	国語 A	正答率40%以下	市	1.47	1.95	1.51		1.00 以下
			正答率80%以上	市	0.98	0.92	0.86		1.00 以上
		国語 B	正答率40%以下	市	1.12	1.21	1.11		1.00 以下
			正答率80%以上	市	0.90	1.00	0.91		1.00 以上
		数学 A	正答率40%以下	市	1.42	1.80	1.16		1.00 以下
			正答率80%以上	市	0.78	0.87	0.92		1.00 以上
		数学 B	正答率40%以下	市	1.31	1.10	1.11		1.00 以下
			正答率80%以上	市	0.90	0.91	0.80		1.00 以上

## 「豊かな心」

○「全国学力・学習状況調査」における以下の項目について、それぞれ以下のパーセント以上をめざします。

[市内全小学校 6年生 平成28年度]

単位：%

成果指標	柏原市	大阪府	全 国	目標 (平成31年度)
将来の夢や目標を持つ	69.6	66.9	68.6	全国平均以上を維持する
家の手伝いをよくする	35.3	31.9	35.1	全国平均以上を維持する
学校の規則をよく守る	36.3	33.5	42.9	全国平均以上に達する
地域行事によく参加する	24.3	30.2	39.1	大阪府平均以上に達する

[市内全中学校 3年生 平成28年度]

単位：%

成果指標	柏原市	大阪府	全 国	目標 (平成31年度)
将来の夢や目標を持つ	45.8	45.1	45.1	全国平均以上を維持する
家の手伝いをよくする	21.6	21.6	21.9	全国平均以上に達する
学校の規則をよく守る	54.2	59.2	61.6	大阪府平均以上に達する
地域行事によく参加する	13.6	14.0	19.1	全国平均以上に達する

## 「健やかな体」

- 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における以下の項目で全国平均を上回ることをめざします。

[市内全小学校 5年生 平成28年度]

指標(T得点)	男 子			女 子		
	柏原市	大阪府	全 国	柏原市	大阪府	全 国
反復横跳び	45.8	46.5	50.0	47.2	46.0	50.0
20mシャトルラン	46.7	48.5	50.0	46.3	48.0	50.0
50m走	47.9	50.1	50.0	48.1	49.5	50.0
立ち幅とび	49.5	49.2	50.0	50.6	48.6	50.0
ソフトボール投げ	49.3	49.6	50.0	48.2	49.0	50.0

[市内全中学校 2年生 平成28年度]

指標(T得点)	男 子			女 子		
	柏原市	大阪府	全 国	柏原市	大阪府	全 国
反復横跳び	52.4	49.1	50.0	50.2	49.4	50.0
20mシャトルラン	50.2	49.1	50.0	50.4	49.4	50.0
50m走	48.1	49.3	50.0	47.6	48.4	50.0
立ち幅とび	49.6	48.1	50.0	49.1	48.6	50.0
ハンドボール投げ	49.9	49.1	50.0	49.2	49.3	50.0